

懲戒の手續に付された事案の事前公表について

2023年12月25日

東京弁護士会 会長 松田 純一

公表

当会は、下記の会員に対して弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行があると思料し、弁護士法第58条第2項に基づき、綱紀委員会に調査命令を發したので、懲戒処分の公表等に関する会規第3条（懲戒の手續に付された事案の事前公表）により公表します。

なお、東京都内に第一東京弁護士会に所属する同姓同名の弁護士が1名おりますので、くれぐれもお間違いのないようご注意ください。

被公表会員 齊藤 宏和（さいとう ひろかず）

登録番号 54318

登録上の事務所 〒105-0003

東京都港区西新橋1-6-12 アイオス虎ノ門1003

SSC法律事務所

懲戒の手續に付された事案の概要

1 非行となる対象行為

「国際ロマンス詐欺」「投資ロマンス詐欺」と呼ばれる詐欺の被害者からの受任事件について、被公表会員は、依頼者との面談を殆ど行わず、事件の見通しの説明や弁護士報酬の説明にも関与せず、事務職員らの判断にて行われていたことが認められる。

また、弁護士報酬である着手金の金額が、被害額の回収可能性に見合わない、被公表会員が関与したとは思えない不合理で高額な水準なものであり、着手金の金額は事務職員によって決定されていることが認められる。

被公表会員の事務所の事務職員は、本来弁護士が自ら行わなければならない行為について、被公表会員の指示すらなく自ら行っており、被公表会員が指導及び監督を果たしていないことは明らかである。

被公表会員の上記行為は、弁護士職務基本規程第29条第1項及び同第19条に違反し、弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。

2 事前公表を実施する理由

前項の各事実は、関係証拠から、その存在を認めることができ、被公表会員による前項の行為は、同会員の依頼者に重大な損害を与えている。

また、一般的に国際ロマンス詐欺事案は、被害回復が極めて困難であり、弁護士に依頼しても被害回復を図れる可能性は殆どないため、弁護士に支払う着手金を下回る金額しか回収できずに実質的に詐欺の二次被害を招来しかねないが、被公表会員は、同会員の法律事務所のウェブサイトにロマンス詐欺・投資詐欺について掲載し、国際ロマンス詐欺案件の取扱いを継続しており、委任契約の締結にあたっては事務職員が対応しているとの苦情が当会の市民窓口に多数寄せられていることから、現状のままでは懲戒委員会の議決が行われるまでに一層被害が拡大すると予測される。

よって、当会は、綱紀委員会に対して調査命令を発したことについて事前公表するものである。

綱紀委員会に調査を請求した年月日 2023年12月25日

※ 懲戒の手續に付された東京弁護士会所属の齊藤宏和弁護士の事務所、登録番号等は本文中に記載のとおりです。東京都内に第一東京弁護士会に所属する同姓同名の弁護士が1名おりますので、くれぐれもお間違いのないようご注意ください。

※ NPO法人等法律事務所以外の団体が着手金返還請求を請け負うかのような広告が確認されますが、弁護士でない者がそのような法律事務を行うことはできませんので、ご注意ください。 弁護士にご相談されたい場合は、弁護士会が設置する法律相談センターをご利用ください。

東京都内の法律相談センター：<https://www.horitsu-sodan.jp/>

全国の弁護士会の連絡先：

https://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/bar_association/whole_country.html